



無所属 一人会派
HP「辻よし子と歩む会」で検索



☎ 197-0802

あきる野市草花 3012-20

T&F : 042-559-6941

携帯 : 090-9386-1275

e-mail : kusakagi@nifty.com

小さな声に耳をすまし、大きな力にひるまず！



コロナ災害が問いかけるもの

新型コロナウイルスの感染が拡大する中、私たちはそれぞれに、大小様々な困難を抱えながら、緊急事態宣言を含む3か月間の重苦しい日々を、なんとかやり過ごしてきました。

コロナ災害とも呼ばれるこの事態は、実は今だけの問題ではなく、むしろ以前から存在していた社会の歪みをあぶり出しているように感じます。

自粛要請により一気に職と住まいを失い、路上生活を余儀なくされた非正規労働者がいます。効率化を追い求め、人件費を切り詰めるだけ切り詰めた公的機関（保健所、病院、役所等々）は、緊急事態に対応できずパンク状態です。感染者情報やPCR検査体制など重要な情報を開示しないことが、人々の憶測や不安を招いています。リスクの高い高齢者の介護にあたる現場は、慢性的な人材不足にコロナが追い打ちをかけ、疲弊しています。

近頃、ポスト・コロナ社会という言い方がされるようになりましたが、単に、ソーシャルディスタンスやテレワークといった、感染予防の話

題に矮小化することなく、コロナ禍において、私たちが心を痛め、腹を立てた問題は一体何だったのか、社会の歪みを正すことに繋げていかなくてはなりません。

困った時に迷わず周りに助けを求められる、寛容性のある社会にしていくこと、支援制度をもっと単純で分かりやすくすること、誰がどうやって政策を決定しているのか見える化すること、行政は間違わない（むびゅう無謬性）という神話から脱け出すこと、名ばかりではなく実を伴った地方自治を打ち立てること、等々。

コロナ禍で浮き彫りになった問題を放置することなく、ていねいに時間をかけ、解決に向けて知恵を出し合うことが求められています。

そうでなければ、いずれ緊急事態から日常へと戻っていく中で、またもや置き去りにされる「被災者」が生まれてしまうと懸念するからです。



コロナ関連の動き

- コロナ対策費、2回の臨時議会にて全会一致で可決（2頁）
- 緊急時に求められる紙媒体の情報発信と総合相談窓口（3頁）
- コロナ対策に関し、2回にわたり要望書を提出（3頁）
- 6月議会は縮小。コロナ対策の審議は議員全員協議会で（3頁）
- ご活用ください！ 支援制度&相談先の早見表（4頁）

コロナ対策費、臨時議会にて全会一致で可決

4/23、5/13 に臨時議会が開催され、コロナ対策に関わる補正予算が審議され、全会一致で可決されました。

3月～5月に決定した主な予算内容を報告します。
3月議会（追加審議）

●保育所や学童クラブ等にマスクや消毒液などの購入費を補助 ⇒ 約2400万円

*この内、国の補助対象になっていない幼稚園類似施設等へは、自主財源から100万円を支出しました。適切な判断がされ、うれしく思いました。

●「あきる野子ども弁当」事業への補助金 ⇒ 100万円（10万円×10団体）

*飲食店の気概を感じる素晴らしい取り組みです。

4/23 臨時議会

●「あきる野子ども弁当」事業への補助金（第2弾） ⇒ 100万円（10万円×10団体）

●国民健康保険・傷病手当金 ⇒ 270万円

*国保に加入している世帯で、コロナ感染または感染の疑いによって給与が減ってしまった場合には手当がもらえます。対象になるかもしれないという方は、保険年金課へご相談を！

5/13 臨時議会

●特別定額給付金 ⇒ 約81億8千万円

*81億円が直接の給付金（10万円×81000人）。約8千万円が給付にかかる事務経費です。コンピュータのシステム改修費や人材派遣会社への委託料等が含まれます。全額、国から出されます。

給付金が届くまでに生活が困窮してしまう場合には、いろいろなタイプの支援制度があります。まずは、生活福祉課にご相談ください。

●就学援助認定世帯への臨時支援事業

⇒ 約1000万円

*就学援助は、経済的に余裕のない世帯の子どもたちに対して、給食費や学用品費を支援する制度です。休校により給食が無くなった期間は、給付額から給食費分が除かれることになりました。しかし、就学援助を利用している世帯にとっては、

無償で提供されていた給食がなくなり、その分の昼食代が家計を圧迫しています。食べ盛りの子どもが多ければかなりの負担になります。そこで、何らかの支援策を！と市に求めてきました。市でも検討を重ね、支援事業の決定に至りました。

あきる野市の取り組みが他の自治体にも波及することを期待します。

就学援助の申請は6月10日までです。申請が通れば、自動的に1万円の臨時支援金が加算されます。就学援助の基準にあてはまるかどうか、まずは、教育総務課にご相談ください。

●生活困窮者自立支援事業経費 ⇒ 約590万円

*収入が減り家賃の支払いが困難になった場合、市が代わりに家賃を払ってくれる住居確保給付金という制度があります。コロナの影響で収入が減った場合にも利用できるように、制度が緩和されました。利用が増えることを見込んで、増額補正されました。

家賃の支払いにお困りの方は、生活福祉課にご相談ください。

●中小企業向け相談窓口事業への補助金 ⇒ 150万円

*ルピア2階の相談窓口Bi@Staに、社会保険労務士などの専門職員を派遣するための経費です。今後、個人店・中小企業のさらなる支援が必要です。

●感染予防の物資購入費 ⇒ 約700万円

*消毒液、体温計の他、防護服1000着の購入費が計上されました。市内で集団感染が発生した場合の備蓄品分が含まれます。

●生活資金貸付事業 ⇒ 800万円

*コロナの影響を受け、貸付制度（無利子、最大8万円）の利用が増加することを見込んで、当初予算120万円から大幅に増額しました。



社会福祉協議会が窓口になっている最大20万円の貸付制度（無利子、据置1年、返済期間2年）もあります。詳しくは、生活福祉課にご相談ください。

紙媒体の情報発信と総合相談窓口を

4、5月に開催された臨時議会や議員全員協議会（全協）の場で、インターネットを利用しない市民への情報が圧倒的に不足していることを指摘しました。その結果、5月25日に広報の臨時号が発行されることになりました！ さらに、コロナ対策に関する市の情報をまとめた40頁程の冊子も作成されました。冊子はインターネットからの入手になりますが、ご希望の方は市にお問い合わせください。

また、コロナに関する総合的な相談窓口の必要性については、全協で複数の議員から提案があり、下記の通り要望書でも取り上げました。しかし、複雑多岐に渡る相談に対応できる職員を複数人配置する余裕がないとのことで、残念ながら実現していません。

コロナ対策に関し、2回にわたり要望書を提出

4月20日と5月14日に市長宛の要望書を会派くさしぎから提出しました。

1回目は、PCR検査センターの早期開設、「新型コロナなんでも相談」の設置、保健所の所有する検査情報の公開、高齢者介護事業の感染予防に対する支援を要望しました。

2回目は、「介護崩壊を招かないために迅速な支援体制を求める要望書」として、高齢者介護の問題に絞りました。高齢者の感染死亡率が圧倒的に高いことが明らかにされながら、介護現場への支援が遅れていることに、強い危機感を持っているからです。

要望書の内容を検討するに当たっては、介護事業者の方々から貴重なご意見をいただきました。施設における集団感染の防止、いざというときの応援体制、在宅介護サービスを継続するための手立て、介護職員の定期的な検査など、多くの課題があります。市には、現場の窮状を真摯に受け止め、迅速な対応を切に望みます。（2回目の要望書はHPからご覧になれます）



HPをご覧ください！

6月議会は縮小。コロナ対策の審議は、全協で

コロナ禍において、どの地方議会も対応に苦慮しています。審議時間の縮小や一般質問の自粛については賛否両論、議員間で意見が分かれ、議会によって対応の仕方は様々です。

「行政が緊急事態の対応に集中できるよう、また、少しでも行政職員の感染のリスクを下げるために、議会は極力縮小すべき」という意見がある一方、「緊急事態の対応を行政に任せてしまっては議会の存在意義が失われる。コロナ対策について市民目線で問題点を指摘し、提案をすることが重要であり、コロナ対策以外の動きもチェックする必要がある」という意見もあります。私は後者の意見です。

あきる野市議会としては会派代表者会議で議論した末、一般質問は自粛し、常任委員会も1日（6/10）で終わらせることになりました。ただし、コロナ対策については、下記の方式を用いて議員全員協議会（6/12）で議論することになりました。*事前に各会派から出された質問を会派代表者会議で整理し、行政側に文書で通告する。

*事前に行政側から答弁を文書でもらい、再質問の進め方について会派代表者会議で整理する。

*全協の当日、通告質問と答弁は文書を配布し、再質問からスタートさせる。

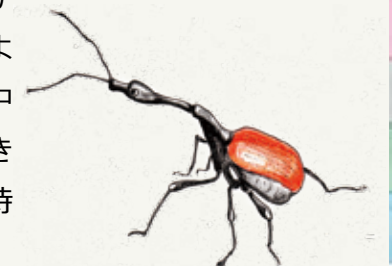
*すべての再質問が終わった後に、それぞれの会派から意見や提案を述べる時間を設ける。

*全協は本会議と同様に市役所1階で中継し、録画配信する。

*定例会議の議事録の冊子に、全協の記録も掲載する。

*傍聴について、感染予防のために自粛を呼び掛けるかどうかは、後日、議会運営委員会で検討する。

一般質問が自粛となったことについては、^{じくし}忸怩たる思いがありますが、コロナ対策については、一般質問として各議員がバラバラに質問するよりも、全協で行う方が中身を深めることができるのではないかと期待しています。



【新型コロナウイルス】主な支援制度・相談先（個人・世帯向け）あきる野市版

事業者用は市のHP参照： <http://www.city.akiruno.tokyo.jp/0000010617.html> あきる野市の市内局番は「042」

もらえる
(給付等)

すべての方に

- 住居を失った、失いそう
- 児童手当を利用している
- 就学援助を利用している
- コロナに感染し給与が減少（国保加入）

特別定額給付金

住居確保給付金

臨時特別給付金

臨時支援交付金

傷病手当金

一律10万円を給付

3ヶ月の家賃相当額を給付
(求職中なら最大9ヶ月)

児童手当利用者に対し、子ども1人当たり
1万円給付(手続き不要)

就学援助利用者に対し、子ども1人当たり
1万円給付(手続き不要)

減少した給与の3分の2を給付
(コロナ感染の疑いで休んだ場合を含む)

コールセンター 533-2555 8:30~17:15
土日祝日除く

生活福祉課 558-1927 同上

子ども政策課 558-1111 (内線2681) 同上

教育総務課 558-1111 (内線2912~3) 同上

保険年金課 558-1111 (内線2421~4) 同上

借りる
(貸付)

家計が厳しくお金を借りたい

緊急小口資金 (特例貸付)

総合支援資金 (特例貸付)

生活資金貸付

貸付上限: 20万円
据置 1年 償還 2年以内

貸付上限: 月20万円×3ヶ月(単身15万)
据置 1年 償還 10年以内

貸付上限: 8万円以内
償還 1年以内

あきる野市社会福祉協議会 533-3548

要予約 9:00~16:00 (土日祝日除く)

生活福祉課 558-1927 8:30~17:15
土日祝日除く

も待らうて
(猶予)

市税や保険料等が払えない

公共料金が払えない

市税・保険料の猶予制度

上下水道料等の猶予制度

市民税、固定資産税、国保税、軽自動車
税等において特例の猶予制度あり

上下水道: 4か月猶予
電気ガスも猶予制度あり。契約先に問合を

徴税課 558-1111 (内線2441~4) 同上

水道局多摩お客様センター 548-5110
(ナビダイヤル) 0570-091-101

相談する

日々の生活もままならない(家計)

子育ての不安、ストレスに悩んでいる

パートナーから暴力を受けている

雇い止めや内定取り消しになった

生活保護制度

子ども家庭支援センター

東京ウィメンズプラザ

厚生労働省 東京労働局

憲法に定められた最低限度の生活を保障するた
めの制度。コロナで要件緩和。まずは相談を

1人で悩まずに相談を(あきる野ルピア 2階)
相談員による電話・面接の相談

DV相談。必要に応じて面接相談(予約
制)。女性弁護士や精神科医の相談も実施

解雇、労働条件、採用、ハラスメント等
専門相談員による電話・面談の相談

生活福祉課 558-1111 (内線2613) 8:30~
17:15 土日祝日除く

子ども家庭支援センター 8:30~18:30
550-3313, 550-3325 日祝・第2水曜除く

東京ウィメンズプラザ 9:30~21:00
03-5467-2455 年末年始除く

総合労働相談コーナー 9:00~17:00
0120-601-556 土日祝日除く

可感
能染
性の

発熱、だるさ、息苦しさ等の
症状がある。

かかりつけ医がいる人は、
まずは、
かかりつけ医へ電話相談を

西多摩保健所

都・特別区・八王子市・
町田市合同 電話相談
センター

新型コロナコールセンター

感染の疑いがあるときの相談

感染の疑いがあるときの相談
(夜間、休日も受付)

新型コロナに関する一般的な都の相談窓口

西多摩保健所相談センター 9:00~17:00
0428-22-6141 年末年始除く

都・特別区・八王子市・町田市合同 17:00~
電話相談センター 03-5320-4592 翌9:00
土日祝日は終日

0570-550-571 (ナビダイヤル 英・中・韓可)
03-5388-1396 (FAX 聴覚障がい者向け)